



SuMi TRUST年金ニュース

(平成29年12月13日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金】

企業型確定拠出年金（DC）の拠出限度額の 年単位化に伴う確定給付企業年金（DB）の 規約変更について（その2）

平成30年1月1日の「確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）」の一部施行に伴い、確定拠出年金法（以下「DC法」という。）における拠出限度額が従来の月単位から年単位に変更となります。これに伴い、一部のDB制度において規約変更等が必要になる旨、先般ご案内させていただいております。

今回、当該規約変更等に係る行政宛手続（申請・届出・届出不要）が判明しましたのでご案内いたします。

- ✓ **【対応①】** 又は **【対応③】** に該当する場合：届出不要
- ✓ **【対応⑤】** に該当する場合：申請

【対応①】 等は先般ご案内のニュースにおいて使用している分類です。

なお、**【対応⑤】** につきましては、変更内容により手続が異なる場合があります。弊社総幹事のお客様につきましては個別に営業担当者までご相談ください。

《ご参考》

先般ご案内のニュースはこちらです⇒ [SuMiTRUST年金ニュース（【確定給付企業年金】企業型確定拠出年金（DC）の拠出限度額の年単位化に伴う確定給付企業年金（DB）の規約変更について）](#)

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3587